



横浜国立大学国際交流安全ガイドブック

平成 30 年3月





# 目次

第1章 はじめに	1
1. 本ガイドブックの目的	
2. 本ガイドブックの位置付け	
3. 基本方針	
4. 適用範囲	
第2章 海外生活の心得	2
1. 危険に関する情報を収集する	
2. 現地の法律を守り、歴史や宗教、文化、風習を理解し尊重する	
3. 自分の健康上の特徴を認識しながら、新しい環境に対応する	
4. 現地で有効な危機回避行動を習得する	
5. 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにする	
6. 見知らぬ人を安易に信用しない	
7. 家族には定期的に連絡をする	
第3章 渡航前の実施要項	4
1. オリエンテーションへの参加	
2. 渡航前の安全対策	
3. YNU の事務手続き	
4. 海外旅行保険の手配	
5. 渡航前の各種準備	
6. 出発当日の注意事項	
7. その他の注意事項	
第4章 渡航直後の実施事項	7
1. YNU への到着報告	
2. 渡航先大学の危機管理体制の把握	
3. 在外公館での手続き	
4. その他	
第5章 緊急時の通報・連絡体制	8
1. 危機の報告窓口及び手順	
2. 報告すべき危機の範囲	
3. 危機情報の報告項目	
4. 海外への派遣の判断基準	
第6章 海外で想定される危機とその対策	10
1. 交通事故	
2. 疾病・感染症	
3. 盗難・強盗	
4. 暴動・デモ・テロ	

5. 災害	
6. 暴動・デモ・テロ・自然災害が発生した場合の対応	
第7章 家族の心構え	16
1. 出発前	
2. 渡航中	
第8章 帰国時の対応	17
1. 帰国時の留意点	
2. 帰国時の健康管理	
3. 帰国時・帰国後の大学での手続き	
第9章 付録	19
1. 緊急時連絡先一覧・緊急連絡カード	19
2. 情報収集先一覧	20
3. 渡航前・渡航後チェック等	20
4. 国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則	23
5. 横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項	28
6. 海外への派遣（留学、海外研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中 帰国の判断基準に関する申し合わせ	30
7. 学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針	33
8. 誓約書（海外派遣プログラム用）	34
9. 誓約書（学内経費による海外渡航用）	35
10. 海外渡航届	36
11. 危機事象発生報告書	37

# 横浜国立大学国際交流安全ガイドブック

## 第1章 はじめに

### 1. 本ガイドブックの目的

昨今、交換留学やショートビジットプログラム、学会出席や研修等で海外へ渡航する学生が急速に増えています。それに伴い、事件・事故や自然災害等により自身が被害に遭うケースも増加しています。事件や事故を予防し、突発的なトラブルに遭遇した際の対応等を取りまとめ、海外に渡航する学生の安全確保の一助となることを目的に本ガイドブックを作成しました。

本ガイドブックでは、海外で横浜国立大学（以下「YNU」という。）の学生に関する危機が発生した場合の対応方法に加えて、学生自身が理解しておくべき基本事項を掲載しています。海外に渡航する学生は、本ガイドブックを熟読し、内容を遵守した行動をして下さい。

### 2. 本ガイドブックの位置付け

YNUの危機管理については、「国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則」、「横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項」に体制や基本的な対応ルールが定められています。本ガイドブックは、それらのルールをもとに作成され、海外に渡航する学生に関する危機に特化したものです。本ガイドブックに記載のない事項については、前記の規則、要項を参照して下さい。

### 3. 基本方針

- (1) 「自分の身は自分で守る」という心構えを持つようにする。
- (2) 海外へ渡航中の学生は、自身の生命の安全を最優先に行動する。
- (3) 海外へ渡航中の学生は、YNUが定める諸規則・要項及び本ガイドブックの内容を遵守し、必要な安全対策に努める。
- (4) YNUは、学生および教職員が海外において安全な生活を確保するため最大限サポートする。

### 4. 適用範囲

本ガイドブックは、留学・研修・学会発表等学業・研究を目的として、大学の許可の下に海外に渡航するすべての学生に適用する。

また、私費により海外渡航する学生も注意事項を遵守して下さい。

## 第2章 海外生活の心得

渡航先での危険を回避するための心得として、すべての局面で必ず遵守して下さい。

### 1. 危険に関する情報を収集する

外務省の「たびレジ」に登録して下さい。 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

不確かな情報に惑わされることなく、最新の正しい情報に基づいて、冷静に行動することが大切です。そのためにも信頼できる情報を収集し、適切な判断の材料とすることを心がけましょう。情報収集のためにも、PCやモバイル等の携帯を推奨します。（ただし、歩きスマホ等不特定多数の人々が行き交う場所で、それらの機材を人目につくように持っているとは犯罪にあう可能性が高くなりますので、むやみに外にださないようにしてください。）

### 2. 現地の法律を守り、歴史や宗教、文化、風習を理解し尊重する

日本では当たり前前の行動が、現地では不適切であったり、違法であったりするケースがあります。また、現地の歴史や宗教、文化、風習をよく理解し尊重することも、危険回避のためには重要な事柄ですので、事前によく調べて理解を深めておきましょう。

また、外務省の「海外安全虎の巻」

([http://www.ynu.ac.jp/international/voyage\\_info/pdf/anzentranomaki](http://www.ynu.ac.jp/international/voyage_info/pdf/anzentranomaki)) を熟読しておきましょう。

#### ※ 気をつけるべきポイント

事項	留意すべき点
薬物使用・所持	理由の如何に関わらず、 <u>死刑や無期懲役</u> などの厳罰が科せられる国・地域がある。現地で認められていても、絶対に使用しないこと。
飲酒	公共の場での飲酒が禁じられていたり、飲酒年齢制限も日本と異なることがある。現地で、20歳未満で飲酒を認められていても、飲酒しないこと。
写真・ビデオ撮影	スパイ行為と見なされたり、許可のない撮影が違法行為となる場合がある。
禁制品	国により規制が異なるため、アルコールや植物などの持込には注意を要する。
歴史	その国独自の歴史観や日本との歴史的問題が存在することがある。
宗教	多くの宗教には、忌避事項がある。
在留資格	留学ビザによるアルバイト等が厳しく制限されていることがある。
政治	政治的に不安定な地域では、不用意な言動や服装等に留意する。公の場で特定の政党などについてコメントすることや政党カラーの色の服を着て外出することは控える。

### 3. 自分の健康上の特徴を認識しながら、新しい環境に対応する

現地の気候や食生活は、日本と異なることが多く、現地生活に合わせて体調管理を行う必要があります。自分に出やすい症状を把握し（胃腸が弱い、疲れやすい等）、発症した場合にはどのように対処すべきか準備しておきましょう。常備薬はもちろんです。現地で信頼のおける医療機関の所在地・連絡先は事前に調べておきましょう。

持病等がある場合は、かかりつけの医師に相談し、現地語や英語による病名や処方薬名

等を調べ、メモしておくと良いでしょう。

また、大気汚染が深刻な地域もありますので、マスクを用意する、常備薬を持参する、予め医師にアドバイスを得るなどの対策を講じておきましょう。

#### 4. 現地で有効な危機回避行動を習得する

現地の危険スポットについて、現地の人々がどのように認識し、行動しているのかを把握し、危険を回避するよう努めましょう。渡航先のオリエンテーションなどで現地の危険情報が提供される場合もありますが、できる限り早いうちに、関係者に聞くなどして危険情報を得て下さい。

また、現地の人と比べて必要以上に派手な服装・装飾品を身につけることは慎んで下さい。露出度の高い服装や、シャツのプリント文字が、現地の人々の反感を買うようなメッセージを発していないかを客観的に見て気をつけましょう。日本人同士で集まって騒ぐなどの行為は厳に慎んで下さい。「ロー・プロファイル（目立たない）」に徹することが、危険回避の大原則です。

#### 5. 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにする

渡航先では、有事に備えて常に家族やYNU、渡航先の関係者、現地の在外公館と複数のルートで連絡が取れる状態を作っておいて下さい。

渡航先で大規模災害やテロなどが発生したときに、YNUでは、電話連絡やメール発信等の手段で、できるだけ速やかに皆さんの安否確認を行います。学生の皆さんからもYNU緊急時連絡先（+81-45-339-3180 もしくは [kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp](mailto:kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp)）に連絡をするようにしてください。

滞在が3ヶ月以上になる場合は、渡航後すぐにその地域管轄の日本大使館・領事館に「在留届」を必ず提出して下さい。「在留届」を在外公館に提出することにより、万が一、事件、事故、災害などに巻き込まれた際、日本大使館・領事館の援護（安否確認や緊急国外退避など）の対象として認識されます。「在留届」に関する詳細は、「第4章 渡航直後の実施事項 3.在外公館での手続き」で確認して下さい。

#### 6. 見知らぬ人を安易に信用しない

渡航直後など、現地に慣れず不安のあるうちは、親切そうに笑顔で近づいてくる人に対して警戒心が緩む傾向にあります。しかし、そういった若者は犯罪の絶好のターゲットになってしまいます。世界中には日本ではあまり考えられないような様々な被害例（偽ガイド、偽装警官、ぼったくりバー、いかさま賭博、カード詐欺、睡眠薬強盗など）があります。見知らぬ相手からの誘いの言葉に安易に乗らないように注意して下さい。

また自分の個人情報も、安易に他者に与えないように注意して下さい。仮に留学先のキャンパス内で出会った相手であっても、大学関係者や学生とは限りません。

#### 7. 家族には定期的に連絡をする

学生のみなさんが海外へ渡航している間、本人以上に日本で待つ家族が不安を感じたり、身の安全を心配したりしているケースが少なくありません。海外での生活では、たとえあなたが身の危険や不安を感じたりしていなくとも、現地到着時や帰国時以外にも定期的に日本で待つ家族へ連絡を行うように心がけて下さい。この定期的な連絡が、万が一の不測の事態にいち早く気づくきっかけにもなります。

### 第3章 渡航前の実施事項

海外への渡航が決まったら、次の手順で渡航までに必要な事項の準備を行って下さい。

#### 1. オリエンテーションへの参加

大学主催の海外研修・留学等では、事前にオリエンテーションを行います。海外研修・留学に渡航予定の学生は、プログラムごとに案内されたオリエンテーションに必ず参加して下さい（オリエンテーションに参加しなかった場合には、研修・留学への参加が認められないことがあります）。大学の許可を得て、海外渡航する場合は、原則として、国際戦略推進機構が実施する【海外旅行安全対策・危機管理Ⅰ】を履修して下さい。

#### 2. 渡航前の安全対策

説明会やオリエンテーションの内容を踏まえ、渡航先での安全を確保するために、次の準備を行うようにして下さい。

##### (1) 健康管理

- ・ 持病やアレルギー等がある学生は、渡航期間中に必要な分量の薬を処方してもらい、渡航先に持参して下さい。（入国時の税関検査等に備えて、英訳も一緒に記載して貰うとなお良い。）
- ・ 海外留学を志す学生は、YNUが毎年4月に実施している定期健康診断を必ず受診しておいてください。また海外留学にあたって健康に不安がある場合は、保健管理センターやかかりつけの医院等で健康相談を受けて下さい。
- ・ 渡航先に応じて、感染症予防のための予防接種を行って下さい。（渡航先によっては、入国時にワクチン予防接種済み証明書の提出が求められることがあります。厚生労働省のホームページを確認して下さい）
- ・ 渡航前の体調の維持・管理には十分留意して下さい。（発熱などの症状がある場合、入国が認められないケースがあります）
- ・ 海外では日本語はもちろん、英語も通じない医療施設もたくさんあるので、注意が必要です。外務省ホームページでは、「世界の医療事情」  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)として現地医療機関（日本語・英語対応が可能な機関を含む）の情報を掲載していますので、事前に確認してください。

##### (2) 情報収集

- ・ 危険予防の基本は、リスク情報の収集とそれに基づいた適切な準備です。  
【第9章 付録2. 情報収集先一覧】から渡航前に必要な情報を収集しておいて下さい。



(渡航先でも、常に情報収集を心がけて下さい)

### (3) 緊急連絡先の確認

- YNUや引率教職員、その他渡航先施設等の緊急連絡先を確認してメモを作成し、本ガイドブックとあわせて渡航先に持参して下さい。

## 3. YNUでの事務手続き

渡航先や渡航期間など詳細が決まったら、以下の必要書類等を指定された担当係等に提出して下さい。

1. 海外渡航届(含む国内連絡先)【第9章 付録10】
2. 旅程表
3. 誓約書(私事渡航等は対象外)【第9章 付録8及び9】

## 4. 海外旅行保険等の手配

### (1) 海外旅行保険等の必要性

海外で入院・手術が必要となった場合、医療費が非常に高額になるケースが多くみられます。医療施設・水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合もあります。渡航先での思わぬ危機に備えるために、必ず保険に加入して下さい。

(海外旅行保険に加入したことを必ず確認しておきましょう。)

また、海外安全危機管理サービス(OSSMA)に加入して下さい。

### (2) 補償内容の確認

補償内容は必ず確認し、補償対象の事由と免責事由を把握しておいて下さい。また、家族にも保険の契約番号と補償内容を伝えておいて下さい。(保険証書の写しや写真を家族に渡しておく方法が確実です。)

### (3) 渡航先での保険

渡航先の教育機関が現地での保険の加入を義務付けている場合はその案内に従って下さい。

### (4) 保険の内容のメモ等

保険関連の概要(保険加入手続き、保険会社、証券番号、主な補償内容、連絡先など)を記載したメモや海外旅行保険証書の写しを持参しましょう。

また、保険申込みの際に手渡されたハンドブック(小冊子)を持参するとよいでしょう。

## 5. 渡航前の各種準備

### (1) 家族や関係者への連絡

家族(緊急連絡先)や下宿の大家さんなどに、旅程表、緊急時の現地連絡先、国内連絡先、YNUの連絡窓口などを知らせて下さい。

### (2) 留守中の住居

一人暮らしの場合は、住宅関連の手続き・安全(電気・ガス・水道の元栓の確認、

家賃の支払い、窓・ドアの施錠など）をしっかりと確認しましょう。渡航が長期に及ぶ場合は、役所での海外移転に関する手続き、公共サービス（電気・ガス・水道・電話）や新聞、インターネットプロバイダ契約などを一時停止するといった対応を行う必要もあります。また郵便物の「転送届」も郵便局に出しておくといいでしょう。これらの手続きには期間に余裕をもって行って下さい。

## 6. 出発当日の注意事項

### 出発について

当該フライトの著しい遅延・中止が発生した際は速やかに各学部・学府・研究科プログラム実施担当係もしくは、YNU緊急時連絡先（+81-45-339-3180）に連絡して下さい。

## 7. その他注意事項

### (1) 金銭管理

お金は、現金とクレジットカードを持参すると良いでしょう。ただ、クレジットカードで支払える場合も多いですが、小さな出費は現金がないと不便です。また長期滞在の場合には、現地でお金を引き出せることができる銀行口座が便利ですが、開設までにしばらくの時間を要します。

#### ① 現金

キャッシュレスが進んでいると言われる国でも、ある程度現金を持っている必要はあります。ただし、多額の現金を持ち歩くのは危険です。

#### ② クレジットカード

クレジットカードは、買い物や現地通貨のキャッシングにも使用できます。多額の現金を持ち歩かずに済むため便利です。カードは、VISA やMaster など国際提携カードが安心です。キャッシング（想像以上の利息を払うことを避けるために利息の割合を事前に確認しておくこと）には、暗証番号が必要であり、また一度に引落せる金額などに制限があるため、事前に発行会社に確認しておきましょう。

#### クレジットカードを使うときの注意

- 暗証番号に分かりやすい番号は使わない。(例:誕生日など)
- 紛失の際の連絡先や、カード番号を控えておく。
- カード番号や暗証番号は絶対に他人に教えない。
- 信用できる店以外では使わない。
- カード使用の際は、サインをする前に金額が間違っていないか、通貨の単位が記入されているかをしっかりと確認し、控えを必ず受け取る。
- 現金のキャッシングを行う際には、周りに不審な人物がいないか十分に注意する。
- スキミングの被害を防ぐため、できるかぎり目の前でクレジットカードからの引き落とし作業をして貰える店を選ぶこと。

#### ③ 送金

長期滞在のときは、渡航先で銀行口座を開設し、日本の家族等から送金してもらう方法があります。（ただし、送金できない国や銀行もあります）日本の外国為替取扱金融機関から、文書扱いで1週間～10日、電信なら即日送金可能です。手数料は利用銀行や金額で異なりますが、通常2,000円～7,000円程度です。日本からの送金には、送金先の銀行についての詳しい情報が必要になりますので、あらかじめ日本の銀行で確認しておき、送金先の銀行の支店名、住所、銀行コードや口座番号に加え、他に必要な情報を調べておきましょう。

#### ④ 銀行口座の開設

多額の現金を持っていることは危険です。また日本からの送金や、大学によっては学費の支払いなどにも口座が必要です。口座開設する場合には、大学近辺の銀行がよいでしょう。近いほうが便利ですし、学生の取り扱いに慣れてしています。どの銀行がよいかは、現地の大学関係者に聞いてみて下さい。口座開設には、パスポートだけでなく、住民登録のコピーなども必要となることがあります。手続き方法の詳細は銀行窓口で確認して下さい。

#### (2) パスポート、ビザ（査証）、外国人登録

パスポートは渡航前に必ず有効期間と査証欄の余白の確認を行って下さい。不足している場合には、必ず渡航前に更新申請を行って下さい。（国によって入国に際し必要なパスポートの残存期間が異なります）外国への入国の際、パスポートの他にビザを必要とする国があります。ビザを必要とする国の条件は、目的や期間によって異なるので、渡航先の国について調べておくことが必要です。ビザは渡航先の国の大使館または領事館へ申請するのが原則です。国によっては取得に時間がかかる場合もありますし、申請に必要な書類をそろえる時間も考慮しておく必要があります。また、渡航期間が一定の長期間となる場合は、渡航先の国で外国人登録や滞在国に所在する日本大使館への届け出をする必要があります。申請に必要な書類を渡航前に用意しておいて下さい。

### 第4章 渡航直後の実施事項

渡航先に到着したら、次の手順で必要な事項を実施して下さい。

#### 1. YNUへの到着連絡

現地の滞在先（ホテル等）に到着したら、速やかにYNUの担当係へ無事に到着した旨を知らせる連絡をして下さい。（プログラムによっては不要）

#### 2. 渡航先大学の危機管理体制の把握

留学先大学でのオリエンテーション（プログラムによってはない場合がある）には必ず参加し、大学生活の基本事項や緊急時の対応ルールを把握して下さい。

#### 3. 在外公館での手続き

- ・海外に3ヶ月以上滞在する日本人は、日本国大使館または総領事館に「在留届」を提出

することが義務付けられています。これは、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるようにするためです。

「在留届」は、下記の専用サイトから簡単に登録できます。

外務省 ORRnet (<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

専用サイトからの届け出には電子メールアドレスが必要です。届け出は渡航先に実際に居住してから行い（渡航前には届出できない）住所変更や、「帰国届」の提出も行うことが可能です。

#### 4. その他

- ・ 留学先等の関係者に緊急時のYNUの連絡窓口（連絡先）を知らせておいて下さい。（交換留学は除く）

### 第5章 緊急時の通報・連絡体制

#### 1. 危機の報告窓口および手順

海外渡航中に危機を認知した場合、以下の手順で対応して下さい。

【学生】

- ・ 危機を認知した場合、速やかに引率の教職員に連絡を行う。
- ・ 引率の教職員が不在の場合、YNU緊急時連絡先（+81-45-339-3180）に連絡を行う。
- ・ OSSMAヘルプデスク（+81-3-3811-8286）に連絡する。

#### 2. 報告すべき危機の範囲

海外渡航中に危機を認知し、次のいずれかに該当する場合、迅速に危機情報を報告して下さい。危機に該当するか判断の難しい場合でも、危機の予兆を過小評価せず、積極的に報告して下さい。

また、以下の項目に関わらず、海外渡航中になんらかの不安を感じた場合には、同様に担当係に相談して下さい。

【項目 報告基準】

○人的被害

- ・ 本人に身体の障害（ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上）が発生した、またはその恐れがある場合
- ・ 本人が第三者からセクハラ・パワハラ等を受け、精神的苦痛を被った場合
- ・ 第三者に身体の障害（ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上）を負わせた場合

○物的被害：

- ・ 第三者に損失（直接・間接を問わず）が発生させた、またはその可能性がある場合

○マスコミ報道等：テレビ、新聞、雑誌等の媒体を問わず、マスコミにより、

- ・ 本人、横浜国立大学および渡航先の学校等に対する批判的内容の報道がされた場合
- ・ 事件・事故などのネガティブな事象に絡んだ文脈における本学および渡航先の学校等の露出がなされている場合、またはその可能性がある場合

- 警察・消防への通報：
  - ・盗難や交通事故等の事件・事故に遭遇し、警察・消防へ通報を行った場合
- 法令等への抵触 法令等へ抵触する行為を行った、またはその可能性がある場合
- 海外旅行保険の保険金を請求する可能性がある事象が発生した場合
- 渡航先の地域において、日常生活に支障が出るような自然災害が発生した、またはその可能性がある場合
- 渡航先の地域において、デモ活動やテロ行為の発生等による政情不安や騒乱が発生した場合、またはその可能性がある場合

### 3. 危機情報の報告項目

危機の報告を行う場合は、可能な限り以下の点を踏まえて報告して下さい。

- 発生日時（または認知日時）
- 発生場所（住所・施設名称等）
- 危機事象の概要（何が起きたか）
  - ・ 事故等の種類（事件・事故・盗難・物損・その他）
  - ・ 事故等の内容（人的・物的被害の状況を含む）
  - ・ 今後の被害等の拡大予想
  - ・ 事故等の原因
  - ・ 自分の状況
- 現在までの対応状況（関係機関への連絡状況含む）
- 緊急対応を要する事項等
- 報道の状況
- その他

報告にあたっては、電話による口頭での報告、携帯電話やパソコンからのメール等での危機事象発生報告書【第9章 付録11】による報告、どちらも可能です。

### 4. 海外への派遣の判断基準

YNUでは、「横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項」および、【海外への派遣（留学、海外研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準】を定めています。

以下に、原則として途中帰国や海外派遣を中止・延期するケースを記載します。

- 派遣（予定）される学生の心身の調子が著しく悪化し、海外での滞在が困難と判断される場合。
- 派遣（予定）先の教育機関において、就学できない事象が発生した場合。
  - 例：派遣予定先の学校が倒産した。派遣者が退学処分となった。
- 派遣された学生が現地にて法令に抵触する行為を行った場合。
- 大規模な自然災害等の発生により、現地における安全確保が困難と想定される場合。



YNUでは、外務省が発出する「危険情報」のレベルに応じた対応を示しており、詳細には【海外への派遣（留学、海外研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準に関する申し合わせ】（P30）に示しています。

## 第6章 海外で想定される危機とその対策

海外で発生が想定される危機について、発生した場合の影響とともに、その予防策および万一の遭難時に、とるべき行動のポイントについて以下に示します。

海外渡航中は、後述のような危機発生時に備え、緊急連絡カード（緊急時通報先一覧等）を自分で作成し携帯するようにして下さい。事故に遭い意識不明の状態となった場合などに、周囲に自身の身分や所属を知らせるとともに、薬のアレルギーの有無を明確にして、スムーズな救護活動につなげられるようにするためのカードです。

### 1. 交通事故

一部の国や地域によっては、交通環境の整備が不十分であり、交通ルールが確立されていない、車両整備が徹底されていない、運転マナーが悪いといった事情があるため、日本における交通ルールの感覚でいると非常に危険です。万が一、交通事故の当事者となった場合、加害者、被害者いずれの場合も、心身ともに大変な痛手を被ることになります。加害者となった場合は、被害者への補償対応はもちろん、その国の罰則に従わなければなりません。また被害者となった場合、死亡や重度な後遺障害となる可能性があり、家族も精神的に大きなダメージをうけます。事故の相手方が無保険だったり、賠償レベルが日本と比べて低かったりすることがあるので、自衛策が必要です。

#### (1) 予防・事前対策

- 基本的に自身では自動車を運転しない。研究などで自動車等での移動が必要となる場合には、教職員等の指示や現地指導者等の助言に従い、運転手付の移動手段を確保する。
- あらかじめ現地の交通ルール・交通事情を把握しておく。また、外出時はルールを遵守する。
- 歩行時にはなるべく歩道の内側を歩くようにし、自動車やバイク等に十分注意する。（途上国などでは歩道がなかったり、道路が整備されていない地域もあるため、徒歩での外出時には常に注意を怠らない）

#### (2) 緊急時の対応

- 本人又は本人以外で行動を共にしている学生は、引率の教職員（引率がない場合はプログラム実施担当学部・学府・研究科の担当係）に連絡する。必要に応じて、現地で所属している教育機関等に協力を求める。

### 2. 疾病・感染症

海外では、気候や時差、食習慣の違いなどから体調を崩す場合が多々あり、抵抗力が弱まった結果、感染症などの病気にかかりやすくなります。また、衛生管理し

ベルの違いから飲料水や食品に起因する食中毒が発生する機会が増えます。大抵の場合は、十分な休養や医薬品の処方により回復しますが、重篤となったり、死亡したりするケースもあります。医療レベルについても、日本と同等のものを期待できない地域も多くあります。病状によっては日本へ搬送されることとなります。また、長期間の入院を余儀なくされた場合、本人だけでなく家族にも大変な負担がかかります。

#### (1) 予防・事前対策

- ・ 渡航前に予め渡航先の感染症情報を把握し、必要な予防接種を受ける。また、現地で受けるべき予防接種については現地の病院や保健所に確認する。
- ・ 感染症について現地国での流行状況と予防方法を把握し、実践に努める。

例：屋台等の衛生状態の悪い場所での飲食は避ける。

野生の動物には近づかない。

飲食店などでは氷の入った飲み物は避ける。

ペットボトル飲料は未開封の状態にあるか確認してから飲む。

- ・ 日本語が通用する、十分な医療レベルにある等条件の良い病院の所在地・連絡先をあらかじめ複数リストアップしておく（保険会社等が推奨する病院を参考にする）。
- ・ 既往症がある場合は、病名・症状・常用薬・搬送希望先病院等を英文で記載したメモを常に携帯する。
- ・ 最低限の常備薬（下痢止め、頭痛薬、消毒液等）は日本から持参する。

#### (2) 緊急時の対応

- ・ 体調不良に陥った場合、宿泊先や現地大学の担当者から医師や病院の情報を入手する。もしくは、保険会社の窓口連絡して病院を紹介してもらい、診察を受ける。
- ・ 入院治療が必要と診断された場合は、引率の教職員、引率の教職員がいない場合は現地責任者若しくはプログラム実施学部・学府・研究科の担当係に連絡する。
- ・ 「搬送が必要」と判断された場合は、保険会社窓口連絡し搬送を手配する。

### 3. 盗難・強盗

海外における日本人の事件・事故で、最も件数の多い被害の1つが盗難・強盗などの窃盗による被害です。海外に行くと、日本人は裕福かつ身の危機意識が低いと考えられていて、ターゲットにされやすいといえます。盗難の手口も多様で、銀行・両替所等から出てきたところを狙って襲撃したり、滞在先の門番やメイド等が手を組んで犯行に及ぶケース、空港で現地ガイドのフリをしてターゲットに近づくケースなど、様々報告されています。

また、強盗の場合は、ナイフで脅す、首を絞めるなど凶悪な手段を用いるケースが多く、場合によっては生命の危機に瀕したり、怪我による後遺症が残ってしまうケースも発生しています。

#### (1) 予防・事前対策

- ・ 外出の際は、目立つ服装を避け新品やブランド品等華やかな装飾品等は身につけない。
- ・ 一人歩きはなるべく避け、見知らぬ人に親切に話しかけられても安易に信用しない。

- 銀行を利用した後や空港に到着した直後などは、特に見知らぬ人物とは必要以上に接しないようにする。
- 多額の現金は持ち歩かない。貴重品は分散させて携帯するようにする。
- リュックサックや間口の広いバックは被害に遭いやすいので使用を避け、鍵のついていないものや間口が完全に閉まるものを選ぶようにする。また、目が届くよう体の前側に掛かるように携行する。直接ファスナーが開けられるようなデザインのリュックサックやバックを背中（後ろ）に掛けていると、信号待ち等で気がつかないうちにファスナーを開けられて中身を持ち去られることもあります。前側や側面に掛ける場合でも、ちょっと手を添えたりすることで、この人は注意深い人だとアピールできます。
- 携行品補償付の海外旅行保険に加入する。
- 治安の悪い地域や強盗が頻発する地域を事前に特定・反映した地図を作成しておく。
- 外出する際は公共交通機関・タクシー・徒歩のいずれの場合でも危険な地域をコースに含めない。
- 毎日同じ時間帯に同じコースを歩くなど、生活パターンを予測される行動は控える。
- 日没以降の外出を避ける。
- スマホや地図を見ながら歩かない。
- ズボンのポケットに財布やスマホを入れて歩かない
- 乗り物など公共の場所で居眠りしない。

## (2) 緊急時の対応

万が一盗難に遭った場合には：

※以下の点に注意して落ちついて対処する。（本人）

- 万が一強盗に遭遇したら、声を上げず、抵抗せず、指示に従う。（抵抗すると犯人が逆上し、より危険になる可能性がある）
- 金品を要求してきた場合、落ち着いて一定額を渡す。（金品は分けて携帯する）
- 犯人が立ち去り周囲の安全が確認できるまで、声を上げたり、騒いだりしない。
- 犯人が立ち去った後に引率の教職員（不在の場合は所属の学部・学府・研究科）等に連絡する。
- 盗難に気づいた際には、所轄の警察当局に「被害届」を提出する。あわせて事故証明書の発行を依頼する。（保険金を請求する際に必要）

※盗難されたものに応じた対応を実施（本人）

例1) パスポートの場合

- 在外公館に届け出て、帰国のための渡航書若しくは新規でパスポートの申請を行う（詳細は外務省のウェブサイトQ&Aを参照  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass\\_4.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_4.html))
- 渡航書は以下の必要書類がそろっていれば当日または翌日以降に発行されます。

① 紛失一般旅券等届出書 1通



② 警察署の発行した紛失届出を立証する書類又は消防署等の発行した罹災証明書等

③ 写真（縦45ミリメートル×横35ミリメートル） 1枚

④ その他参考となる書類等（必要に応じ本人確認、国籍確認ができるもの）

① 渡航書発給申請書 1通

② 戸籍謄本又は抄本 1通 又は日本国籍があることを確認できる書類

③ 写真（縦45ミリメートル×横35ミリメートル） 1枚

④ その他日程等が確認できる書類

・パスポートは発行までに1週間程度要します。

・パスポートの盗難・紛失で再発行をして貰う際に備えて、パスポートの写しを持っておくと便利

（必要書類等は外務省のサイトを参照

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass\\_5.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_5.html)）

例2) クレジットカードの場合

- ・ クレジットカード会社に電話し、カードの差し止め手続きを行う。
- ・ 必要に応じて暫定カードを発行してもらう。（手数料がかかるケースあり）

例3) 携帯電話の場合

- ・ 携帯電話会社の専用窓口に連絡をし、通話停止の手続きを行う。

#### 4. 暴動・デモ、テロ

局地的・小規模なデモであっても、インターネット等を使った呼びかけにより急速に拡大するケースあります。当局によって統制されるはずのデモであっても一部が暴徒化し、破壊・略奪行為を行うケースも頻発しています。

また、テロ行為については、これまで安全とされてきた地域を含めテロ事件等の発生が懸念される地域は拡大しています。近年では、公共交通機関やホテル、ショッピングセンターなどの施設で爆弾テロ等が発生する例も増えています。特に外国企業や外国人は格好のターゲットとなりやすい傾向があるので注意が必要です。

##### (1) 予防・事前対策

・ 関連情報の収集に努める。滞在国内の情勢に加えて、政治・宗教的な記念日や重要イベント、国際情勢等にも注意を払う。特に、在外公館からの連絡が随時受信可能な環境にしておく。（3ヶ月以上の滞在の場合は「在留届」（ORRnet）、3か月未満の渡航の場合は「海外旅行登録（たびレジ）」いずれもインターネットで登録できます。登録しておくことで、いざという時、在外公館などから緊急時情報提供を受けることができます。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/index.html>）

・ 情報を基に、破壊や略奪行為等が予想される、人が多い場所に不用意に近寄らない。

例：外国人の多いホテル・レストラン・観光地、繁華街、大規模なイベント実施会場  
（宗教・政治など）、公共交通機関（駅・空港・バスターミナル）、政府・軍の関連施設

- ・ 駅や空港等を利用する場合は、不審な人物やモノに細心の注意を払う。
- ・ デモが激化し、しばらく外出できなくなった場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先に備蓄しておく。
- ・ 連絡がつながるよう、携帯電話は常に充電された状態にしておく。

#### (2) 緊急時の対応

暴動やテロ等のうわさや発生の一報を受けた場合は、暴動や人ごみを避け、帰宅若しくはセキュリティの高い場所（大規模ホテル、在外公館等）に避難する。

当該本人：

- ・ 安全を確保してから、引率の教職員（不在の場合は所属する学部・学府・研究科）に連絡する。
- ・ 集団で行動している場合には独断では行動せず、引率の教職員等の指示に従い対処する。

## 5. 災害

地震、噴火、土砂災害、風水雪災（台風、集中豪雨、洪水、大雪、雷）、火事等があげられます。日本においてはこれらの自然災害に対して、国や自治体、企業等により一定の対策が講じられていますが、海外では対策が必ずしも十分とはいえないケースが多く、被害がより甚大となる傾向があります。

災害は、発生時期や時間帯、発生地域、規模によって、被害の大きさや復旧までの期間が異なりますが、巻き込まれた結果、死亡または重傷を負う恐れがあります。また、発災中や直後から1週間程度は、外部と連絡が取りづらくなったり、物資の供給が十分に及ばなくなったりすることも予想されます。

#### (1) 予防・事前対策

- ・ 日ごろから、滞在国・地域での過去の発生事例等に基づいて、発生の可能性のある災害を把握しておく。
- ・ 在外公館等を通じて、災害発生時の現地国政府の対応や在外公館の支援体制等について情報収集しておく。
- ・ しばらく外出できなくなった場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先に備蓄しておく。
- ・ 連絡がつながるよう、携帯電話を常に充電された状態にしておく。

#### (2) 緊急時の対応

本人がとるべき行動：

- ・ 災害が発生した場合は、直ちに安全な場所に避難する。  
（日頃から、避難場所を確認しておく）
- ・ 安全な場所に避難した後、現状を引率の教職員（不在の場合は所属の学部・学府・研

究科)へ報告する。

## 6. 暴動・デモ、テロ、自然災害が発生した場合の対応

### (1) 対応原則

- ・ 人命第一
- ・ 継続的危険情報の収集と客観的分析
- ・ 現地の情勢・情報に遅れることなく迅速に対応する

### (2) 注意事項

#### ■ 平常時の心構え・準備

##### ① 連絡体制の整備

- ・ 緊急連絡網および連絡方法を確立しておく。(情報伝達、安否確認等のため重要)
- ・ 「在留届」の確実な提出と届出情報の更新をしておく。(在外公館による邦人保護の際に必須。危機管理会社(OSSMA)への報告(移動手段や滞在地)も確実に行っておく)
- ・ 自らの所在は大学や家族が把握できるようにしておく。  
(電話・メール・SNSなど複数の連絡手段を確保しておく)
- ・ 継続的に信頼性の高い情報を入手しておく【第9章付録2「情報収集先一覧」】参照。

##### ② 通信手段の確保

- ・ 平時から複数の連絡手段を検討・確保しておく。

##### ③ 緊急避難場所

- ・ 安全な緊急避難場所(最終的な避難場所と一時的な避難場所)を定めておく。
- ・ 緊急避難場所までのルート・移動方法を考えうる限り検討しておく。

##### ④ 携行品及び非常用物資の準備

- ・ 最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておく。

### (3) 緊急時の行動

#### ① 基本的な心構え

- ・ 平静を保つ。流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることの無いよう注意する。
- ・ 街中や大学内で暴動やテロ等に遭遇した場合  
「走る、逃げる、隠れる」ことを基本とします。安全な場所に身を隠す場合は、できるかぎり、ガラスやドアからは離れておきましょう。

<避難場所の候補例>

- ・ 在外公館
- ・ 日本人学校、日本人会事務所
- ・ ホテル、病院など(一時避難場所)

#### ② 情報の把握

- ・ 正確な情報を把握する。情報源として【第9章 付録2「情報収集先一覧」】を活用する。

### ③ 安否確認

・ 暴動・デモ、テロ、自然災害が発生した場合、なるべく頻繁に、自身の安否情報について家族やYNU担当者に連絡する。

### ④ 国外への退避

・ 事態が悪化し、対策本部判断または在外公館の勧奨により帰国、若しくは第三国に退避する場合は在外公館に連絡する。

・ 外務省が「退避勧告」を発出した場合は、商業便が運行している間はそれを使用して可能な限り早急に国外に退避する。臨時便やチャーター便が手配される場合には、在外公館の指示に従う。

・ 事態が切迫し、在外公館より退避等のための集結の指示が出た場合は、指示に従い指定された緊急避難先に避難する。

## 第7章 家族の心構え

渡航に関して、家族として対応しておくべきポイントです。出発前に家族に伝えましょう。

### 1. 出発前

#### (1) 連絡方法を確立し、連絡先やスケジュールを共有する（家族向け）

緊急時に備え、海外渡航する家族と直接連絡が取れる方法（例：携帯電話、SNSなど）を複数確立し、定期的に連絡することを予め決めておくことをお勧めします。また、スケジュールを共有し、渡航先の大学や、滞在先の宿舍等の連絡先を必ず、把握しておいて下さい。

#### (2) 渡航先の危険への対処について話し合う（学生向け）

渡航先で想定される危険と、その危険に対してどのような予防策が有効か、また実際に危機が発生した場合にはどのような行動をとるべきか、について家族で話し合い、危機への対応方法について相互に理解を深めておきましょう。

#### (3) 保険の補償内容の把握（学生向け）

保険の補償内容を確認し、補償対象の事由と免責事由を確認しておきましょう。

万が一の場合の保険会社の連絡先等についてもコピーする等、控えておきましょう。

### 2. 渡航中

#### (1) 平常時の心構え・行動

##### ① 定期的に連絡をとる

海外渡航する家族の近況を把握するために、定期的に連絡を取りましょう。渡航者が旅行などで渡航先の宿舍等を離れる場合は、行き先や滞在先を把握しておきましょう。

最近では、留学している子供を装った「オレオレ詐欺」も発生しています。

##### ② 定期的に渡航先の国や地域の危険情報を収集する

信頼できる情報源から定期的に危険情報を収集し、その上で想定される危険を把握し、必要に応じて共有することが望ましいといえます。情報源については、【第9章 付録2 「情報収集先一覧」】を参照してください。

## (2) 緊急時の心構え・行動

### ① 基本的な心構え

平静を保ち、不確実な情報に惑わされないようにすることが肝心です。大学や警察、外務省からの連絡・指示を待ち、むやみな行動は控える必要があります。

### ② 情報の把握

【第9章 付録2 「情報収集先一覧」】に記載した情報源等から正確な情報を把握しましょう。

### ③ 大学への連絡・照会

渡航者から、何らかのトラブルに巻き込まれた旨の連絡があった場合は、速やかに大学の緊急時連絡先へ連絡してください。

## (3) 安否確認

子供の渡航先で自然災害やテロなどの危機が発生し、子供の所在や安否が確認できない場合は、まず子供の滞在先などに連絡し、所在や安否の確認を行います。それでも確認が取れない場合は、YNU緊急時連絡窓口へ連絡し、その後の対応方法について相談してください。

YNU緊急時連絡先（国際教育課長） 電話番号 + 81-45-339-3180

e-mail [kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp](mailto:kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp)

\* メールを送信する場合には、件名を「YNU-安否確認」として、学生の所属学部/学府/学籍番号/氏名を記載して下さい。

## 第8章 帰国時の対応

### 1. 帰国時の留意点

現地での生活を切り上げて帰国することとなりますが、帰国に際して行うべきことはたくさんあります。また、生活環境も大きく変化するため、心身ともに一定の負荷がかかります。ここでは、帰国に際しての留意点を記載します。

### 2. 帰国時の健康管理

#### (1) 帰国後の体調不良時への対応

##### ① 大学への報告

帰国時若しくは帰国後に体調不良を感じた場合は、引率の教職員もしくは「第5章 緊急時の通報・連絡体制」記載の窓口へ報告して下さい。

##### ② 検疫所への相談

帰国時に異常があれば、検疫所の健康相談室に相談する方法があります。また、帰国後、数日してから体調が悪くなることがあります。検疫所では帰国後の健康相談も行っているため、【第9章 付録2 「情報収集先一覧」】を参照し、最寄りの検疫所（成田空港検疫所・東京空港検疫所支所・横浜検疫所等）に相談して下さい。

#### (2) 医療機関での受診

海外渡航、特に発展途上国に渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症



が生じる可能性があります。医療機関にかかる際には、必ず海外渡航したことを告げて下さい。

デング熱などによる症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。

#### ①発熱

帰国した渡航者にみられる発熱の場合、重大な感染症から生じている可能性があります。特に、マラリアやデング熱の流行地域から帰国し発熱がみられる場合には、必ず医療機関にかかって下さい。マラリア、中でも熱帯熱マラリアは急速に悪化することがあります。

#### ②下痢

帰国してからも下痢の症状がおさまらない場合には、ジアルジア症（ランブル鞭毛虫症）やアメーバ赤痢といった寄生虫による感染症も考えられます。放置すると内臓に問題を起す場合もありますので、原因をしっかりと調べてもらうことが重要です。

#### ③皮膚の異常

皮膚の異常も渡航後によくみられる症状です。発熱も同時にみられる場合、何らかの感染症をともなっていることが多く、速やかに医療機関を受診する必要があります。

海外渡航後の体調不良には、思わぬ感染症が潜んでいる可能性があります。早めに医療機関を受診しましょう。医療機関の受診にあたっては、症状に加えて次の情報を整理しておき、医師に伝えましょう。

○渡航先 ○渡航期間 ○渡航の目的 ○渡航中の行動 ○宿泊先の状況（虫除け対策ができていたか） ○渡航前の予防接種

### (3) リエントリーショックへの対応

リエントリーショックとは、異国の文化に順応した後に帰国し、再度自国の文化に触れた際に感じるもので、渡航中に発生するカルチャーショックが帰国後に発生するというものです。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状が帰国時にはつきものだというを理解しておくことが必要です。

また、同じように海外から帰国した人と話をすることも有効な対処法です。同じような体験をして、さらに帰国後のストレスを同じように感じている相手との会話は、お互いに救われるところがあるでしょう。渡航経験を振り返り、より多くの気づきを得るためにも、そのような機会を積極的に見つけて活用して下さい。

### 3. 帰国時・帰国後の大学での手続き

帰国後、速やかにそれぞれのプログラム等で必要な報告書等を期限を守って提出して下さい。

## 第9章 付録

### 1. 緊急時連絡先一覧・緊急連絡カード（例）

#### 【YNU緊急時連絡先】

- ① プログラム実施学部・学府・研究科担当係連絡先：

係 電話番号： \_\_\_\_\_  
 e-mail： \_\_\_\_\_

- ② 引率教職員連絡先：

電話番号： \_\_\_\_\_  
 e-mail： \_\_\_\_\_

- ③ 学務部 国際教育課連絡先：

電話番号： + 81-45-339-3180 \_\_\_\_\_  
 e-mail： kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp \_\_\_\_\_

\* メールを送信する場合には、件名を「YNU-EMERGENCY」として、所属学部/学府/学籍番号/氏名を記載して下さい。

- ④ OSSMAヘルプデスク（安否確認システム）

電話番号： + 81-3-3811-8286（24時間、年中無休）  
 専用メールアドレス students@emergency.co.jp

- ⑤ 渡航先の施設等（訪問大学・滞在ホテル等）

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

- ⑥ 現地日本大使館・領事館等

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

- ⑦ 契約保険会社・カード会社等

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

#### 【緊急連絡カード（例）】

Emergency Contact Card	Emergency Contact Card
氏名 / Name in Japanese :	<現地緊急連絡先 (Local Contact) *引率者がいる場合に記入
ローマ字氏名 / Name in Latin Alphabet :	担当 / Contact Person :
生年月日 / Date of Birth :	電話番号 / Phone Number :
国籍 / Nationality :	滞在先 / Place of Stay :
血液型 / Blood Type : A B O A B (RH +-)	<日本国内緊急連絡先> (Contact in Japan)
アレルギー / Allergies :	横浜国立大学〇〇学部・研究科・学府
既往症 / Previous Illness :	電話番号 / Phone Number :
Yokohama National University	Yokohama National University
+ 81-45-339-3180	kokusai-kinkyu@ynu.ac.jp

## 2. 情報収集先一覧

- 外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)  
海外の日本大使館や領事館の情報もここから入手できます。
- 海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- 在外公館医務官情報（世界の医療事情） (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- 日本医師会（海外旅行必携ハンドブック）  
([http://www.med.or.jp/kansen/travel\\_hb5.pdf](http://www.med.or.jp/kansen/travel_hb5.pdf))
- 国際協力機構（JICA） (<http://www.jica.go.jp/>)
- 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- 海外渡航者のための感染症情報 (<http://www.forth.go.jp/>)
- 厚生労働省検疫所 (<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>)
- 国立感染症研究所（NIID） (<http://www.nih.go.jp/niid/index/html>)
- 感染症情報センター（IDSC） (<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)
- 日本在外企業協会（JOEA） (<http://www.joea.or.jp/safetyinfo>)  
アメリカ、イギリス、オーストラリアの政府機関が提供中の最新の国別安全情報が検索できるサイトがあります。
- その他、留学（派遣）先大学、在外公館、日本人会、日本人学校のホームページ等も参考になります。

## 3. 渡航前・渡航後チェック等

### 【渡航前チェックリスト】

	No	チェック項目	チェック
渡航前	1	パスポートは用意したか（有効期限・査証欄の余白は十分か）	
	2	ビザは必要ないか（必要な場合は手続きおこなったか）	
	3	予防接種は必要か（数ヶ月前に接種が必要な場合もあります）	
	4	OSSMA及び海外旅行保険に加入したか	
	5	大学での渡航に必要な手続きは済ませたか	
	6	たびレジに登録したか	
	7	必要に応じて健康診断は受けたか（必要な医薬品の処方等受けたか）	
	8	家族や関係者に渡航中の緊急連絡先（含むYNU連絡先）を知らせたか	
	9	定期的に発生する支払い（家賃等）を済ませたか	
	10	渡航が長期にわたる場合、公共サービス等の一時停止、郵便局への連絡等は済ませたか	
	11	空港への交通手段は確保したか（国内） 現地空港から宿泊先への交通手段を確保したか（現地）	
渡航当日	12	ガス・電気（コンセントは抜いておく）・水道等の元栓の確認	
	13	窓や玄関の施錠	
	14	パスポート、現金、航空券等を持ったか	



【持ち物リスト】

内 容		備 考
大切な書類等	パスポート・ビザ	紛失時に備え ・コピーを取っておく。 ・顔写真を用意しておく。
	海外 旅行保険証	家族や留守宅に写しを保管します。 また必要に応じて大学にも写しを提出して下さい。
	航空券	紛失時に備えコピーを取っておく。
	旅程表	コピーした書類、旅程表などはクリアファイル等に入れてまとめておく と便利です。
お金	現金（日本円・現地 通貨）	現地通貨は必要最低限の額を持ちま しょう。現地空港から宿泊先までの 交通費等すぐに現地通貨が必要にな る場合があります。
	クレジットカード	紛失に備え、番号や、緊急連絡先等 控えておきましょう。

【滞在宿泊先等の安全点検チェックリスト】

ホームステイ先やホテルなど居住する周辺的环境に関して、次のチェックリストで該当する項目がある場合は、安全上問題がある可能性があります。極力是正するよう努めて下さい。

		チェック項目	是正例
1	立地	住居から通学・買い物のルート上に治安の悪い地域、軍・政府の施設等がある。	遠回りでも、安全なルートを複数設定する。
2		周辺地域での犯罪発生事例を把握していない。	現地メディア、邦人コミュニティ等情報ソースを確保する。
3	情報等	近隣住民と交流がない	学校行事や地域活動等をきっかけに交流を持つ。
4		警察、救急、病院、日本大使館等の連絡先を知らない。	通常時より確認しておく。
5		外部者が直接玄関や窓付近までたどり着くことができる。	極力、外扉やオートロックがあり、警備員が常駐している住居を選ぶ。
6		トイレ・キッチンの小窓等、出入りが可能な場所がある。	カギ・格子等を設置する。
7	設備・構造	防火器具がない。	消火器・水を張ったバケツ等を用意する。
8		玄関ドアが薄く、カギも一つしかない。	ドアの強度を高めるとともに、複数のカギを取り付ける。
9		警報装置を設置していない。	ドア、窓からの侵入防止策を講じる。センサー付き照明等も有効。
10		セキュリティサービスを受けていない。	警報装置の設置とともに検討する。
11		貴重品を保管するための金庫等がない。	複数用意するのが望ましい。 ・短期滞在の場合は、常に身につけるか、宿泊先のセキュリティボックスに預ける。（フロントには預けない。） ・長期滞在の場合は、オートロック等外部者が侵入しにくい構造でなければ、銀行のセイフティボックスを利用する。但し、国や銀行によって手数料が多額だったり、条件付だったりすることがある。
12	非常時の備え	通学・買い物の時間が毎日ほぼ決まっている。	定期的に時間・ルートを見直す。
13		緊急時に備えた準備は特段していない。	水・非常食・飲料・ラジオ等の用意をしておく。
14		防犯対策が不十分である。	電話では先に名乗らない。チェーンロックなしにドアを開けない等基本動作を確認する。

○国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則

(平成 20 年 11 月 28 日規則第 97 号)

**改正** 平成 21 年 3 月 31 日規則第 65 号 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号  
平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号 平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号  
平成 24 年 3 月 21 日規則第 56 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号  
平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号 平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号  
平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号 平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号  
平成 29 年 3 月 30 日規則第 69 号 平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学において発生する様々な危機に迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。))における危機管理体制及び危機対策等を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理及び危機対策等については、他の法令等及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員及び学生等 本学の役員及び教職員並びに本学の学生、生徒及び児童並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
- (2) 危機 地震、火災、爆発、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で教職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるなどの総合的な取り組みをいう。
- (4) 危機対策 危機発生時において被害及び影響を最小限に抑制するための対応をいう。
- (5) 部局等 事務局、教育学部(教育学研究科及び附属学校を含む。)、経済学部、経営学部、理工学部、都市科学部、国際社会科学研究院(国際社会科学府を含む。)、工学研究院(理工学府を含む。)、環境情報研究院(環境情報学府を含む。)、都市イノベーション研究院(都市イノベーション学府を含む。)、先端科学高等研究院、附属図書館、研究推進機構、情報戦略推進機構、国際戦略推進機構(国際教育センターを含む。)、地域連携推進機構、保健管理センター、情報基盤センター、機器分析評価センター、男女共同参画推進センター、高大接続・全学教育推進センター、大学院教育強化推進センター、未来情報通信医療社会基盤センター、地域実践教育研究センター、リスク共生社会創造センター及び障がい学生支援室をいう。

(危機管理の対象)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 教職員及び学生等並びに地域住民等の安全に係わる重大な問題
- (3) 施設管理上の重大な問題

- (4) 社会的影響の大きな問題
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他、組織的及び集中的に対処することが必要と考えられる問題  
(学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理体制及び危機対策等を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 部局等の長は、当該部局等における危機管理及び危機対策等の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。  
(危機に関する通報等)

第5条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。

- 2 部局等の長は、前項の通報を受け又は自ら危機現象を察知した場合は、直ちに学長に報告しなければならない。  
(全学危機管理本部)

第6条 本学に、危機管理について基本方針の検討並びに教職員及び学生等への指示等を行うため、全学危機管理本部(以下「本部」という。)を設置する。

- 2 本部は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 副学長
  - (4) 学部長
  - (5) 研究院長
  - (6) 事務局長
  - (7) 部長
  - (8) 学長室長
- 3 本部長は、学長をもって充て、本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は、理事(総務担当)をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部の事務は、事務局各部の協力を得て、総務企画部総務企画課で処理する。  
(本部の業務)

第7条 本部は、事務局各部の協力を得て、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機の情報収集、情報分析及び情報提供
- (2) 危機管理対策に係る基本方針の決定、実施、調整、評価及び見直し
- (3) 危機管理に係る部局等、委員会等への指示及び連携
- (4) 危機管理に関する資料の配付、研修等の実施
- (5) その他本学の危機管理対策に関し必要な事項

(全学危機管理対策本部)

第8条 学長は、複数の部局、委員会等に係る危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに当該事態に係る全学危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 対策本部長は、学長又は学長が指名する理事をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 対策副本部長は、学長が指名する理事をもって充て、対策本部長を補佐する。

(3) 対策本部員は、理事、副学長、当該危機に関係する部局等の長及び部長等をもって充てる。

3 対策本部の事務は、事務局関係各部課及び関係部局等の協力を得て、総務企画部総務企画課で処理する。

4 対策本部は、当該危機事案への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第9条 対策本部は、対策本部長の指揮の下に、迅速に当該事案に対処しなければならない。

2 教職員及び学生等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、当該事案の処理にあたり、緊急を要する場合には、本学の諸規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、当該事案への対処の終了後、役員会に当該対処内容等について報告しなければならない。

(対策本部の業務)

第10条 対策本部は、事務局各部課及び関係部局等の協力を得て、発生した危機事象に関する次に掲げる業務を行う。

(1) 危機対策の決定、実施及び調整

(2) 危機の情報収集及び情報分析

(3) 危機対策に係る部局等、委員会等への指示及び連携

(4) 危機に係る外部関係機関への情報提供及び連絡調整

(5) その他本学の危機対策に関し必要な事項

(アドバイザースタッフ)

第11条 本部及び対策本部の業務に関し、専門的見地から助言を行うアドバイザースタッフを置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) リスク共生社会創造センター長

(2) 保健管理センター所長

(3) 機器分析評価センターR | 教育研究施設長

(4) 情報基盤センター長

(部局等危機管理対策本部)

第12条 部局等の長は、当該部局等における危機管理についての基本方針の検討等を行い、及び危機が発生し、又は発生するおそれがある場合における危機対策を講じるため、当該部局等に部局等危機管理対策本部を設置する。

2 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であって、当該部局等限りで対応することが適切と判断するものについては、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了承を得るものとする。ただし、学長が、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部において対応することができる。

3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部における対応を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第 13 条 学長が外国出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する理事が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 11 月 28 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 65 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号)

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規則第 56 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 69 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

平成26年4月1日

学 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、「国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則」に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する様々な危機に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 各学部、研究科・各学府、各研究院、各センター、各機構、附属図書館及び事務局をいう。

(2) 部局長 前号に規定する部局長をいう。

### (危機管理の対象)

第3条 この要項において危機管理の対象となる事象の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題

(2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題

(3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な問題

(4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な問題

(5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題

(6) その他国際交流を推進していく上で、大学として、組織的・集中的に対処することが必要な問題

### (学長等の責務)

第4条 学長は、本要項に定める危機管理を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

2 国際戦略推進機構（以下「機構」という。）長は、学長の指示により、本要項に定める危機管理を遂行するために必要なマニュアル等を作成して各部局長に通知するとともに、危機管理に関する情報収集・伝達の窓口責任者として適切な措置を講じなければならない。

3 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

### (危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長及び機構長は、各部局長と協力して危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るものとする。



2 学長、機構長及び部局長は、本要項に従い、第3条各号に規定する事象が発生、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(危機に関する情報収集)

第6条 本学の教職員及び学生は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象（以下「危機事象」という。）が発生、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、機構長に報告しなければならない。

3 機構長は、前項の報告を受けた場合には、学長とともに当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、機構長をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

6 対策本部の事務は、学務・国際部国際課及び教務課が主管し、関係部課等から事務局長の指名する者が参画する。

7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(事案処理の特例)

第8条 学長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊急を要すると認めるときは、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議及び委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

2 学長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねることができる。

3 前項の場合において、当該部局長は、機構、保健管理センター、学務・国際部国際課及び教務課等関係課の協力を適宜得るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第9条 学長が外国出張等により不在の場合は機構長が、学長、機構長が共に不在の場合は、学長があらかじめ指名する副学長がこの要項に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

海外への派遣（留学、海外研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準に関する申し合わせ

平成28年2月12日  
国際戦略推進機構長裁定

（趣旨）

第1条 この要項は、横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項第4条第2項に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する危機に迅速かつ的確に対処するために必要な措置として、学生及び教職員の海外への派遣（留学、海外研修・出張等をいう。以下同じ。）の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準（派遣先の国・地域等の事情によるものに限る。）を定めるものとする。

（判断基準）

第2条 派遣先の国・地域等において特段の事情が生じたときは、学生又は教員が所属する部局等の長は、別表の基準に従い、学生及び教職員の海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国（以下「実施、中止、延期等」という。）について判断しなければならない。

附 則

この申し合わせは、平成28年2月12日から施行する。

【別表】

学生及び教職員の海外への派遣の実施、中止、延期等については、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報（外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）や、派遣先国・地域の在外公館のWebサイトの情報をもとに判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱その他の緊急事態が発生したり、発生の可能性が高まったりしていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した以下4種類の「危険情報」：

- a) レベル1：十分注意してください。
  - b) レベル2：不要不急の渡航は止めてください。
  - c) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）
  - d) レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）
- に応じて、対応する。

①「海外危険情報」関連情報の種類等

「危険情報」の種類と安全対策の内容は次のとおりである。

カテゴリー	外務省の危険情報・安全対策の内容	本学の対応
レベル1「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けるため特別な注意が必要。	実施、継続 ・渡航経路や滞在方法に関する注意喚起
レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めて下さい。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとって下さい。	延期若しくは中止 ただし、やむを得ず渡航または継続して滞在させる場合は定期的かつ頻繁な連絡体制を構築するとともに、十分な安全対策を講じる。 ・現地情報の収集・提供
レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めて下さい。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがある。）	中止または途中帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・危険情報の提供 ・家族への連絡
レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避して下さい。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めて下さい。	中止または即刻帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・緊急情報提供 ・家族との緊密な連絡 ・必要に応じて対策本部の設置 ・当該者が退避勧告を無視した場合の対応については、その都度関係機関と協議して検討する。

## ②感染症危険情報

「感染症危険情報」の4段階のカテゴリーごとの発出の目安は次のとおりである。

カテゴリー	外務省の発出の目安	本学の対応
レベル1「十分注意してください。」	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	実施、継続 ・渡航経路や滞在方法に関する注意喚起
レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	延期若しくは中止 ただし、やむを得ず渡航または継続して滞在させる場合は定期的かつ頻繁な連絡体制を構築するとともに、十分な安全対策を講じる。 ・現地情報の収集・提供
レベル3「渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	中止または途中帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・危険情報の提供 ・家族への連絡
レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	中止または即刻帰国 ・学生・教職員の安否確認 ・帰国に必要な支援対応 ・緊急情報提供 ・家族との緊密な連絡 ・必要に応じて対策本部の設置 ・当該者が退避勧告を無視した場合の対応については、その都度関係機関と協議して検討する。

## 学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針

平成 29 年 1 月 29 日  
国際戦略推進機構運営委員会決定  
国際戦略推進機構長決裁  
改正：平成 30 年 2 月 7 日

### （目的）

第1 本指針は、学生海外派遣事業（以下「海外派遣事業」という。）によって派遣される横浜国立大学（以下「本学」という。）の学生が渡航前に準備すべきことを定め、学生本人に危機管理の必要性を意識づけることによって海外派遣事業実施中における事件や事故の発生可能性を低減させることを目的とする。

### （海外派遣事業の定義）

第2 本指針の対象となる海外派遣事業は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本学又は本学の教職員が企画した研修、インターンシップ、学術渡航又は本学から奨学金等資金を得て海外渡航するもの
  - (2) 日本政府、政府の外郭団体又は自治体等が企画した海外渡航事業で、本学が募集、参加者決定又は催行の一部に関与するもの
- 2 海外での学会参加については、当分の間、本学から奨学金を得て参加する場合を除いて、本指針の対象としない。

### （危機管理対策）

第3 海外派遣事業によって派遣されることが確定した本学学生は、海外渡航前に次の各号に掲げる全ての行為をしなければならない。

- (1) 「誓約書」を熟読し、父母等連絡人と共に自署すること。
- (2) 本学が開講する「Safety and Crisis Management for Overseas Travel I（海外旅行安全対策・危機管理 I）」の講義又はこれに代わる講義として本学が認めた講義（以下「講義」という。）を受講すること。ただし、講義を受講した学期末日から起算して 24 ヶ月以内に渡航する場合は、この限りではない。
- (3) 海外安全危機管理サービス(OSSMA)に加入すること。ただし、本学が認める代替措置がある場合にはこの限りでない。

### 附 則

この指針は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この指針は平成 30 年 2 月 7 日から施行する。

## 誓 約 書

私は、横浜国立大学が主催又は募集、参加者決定若しくは催行の一部に關与する海外派遣プログラム（以下、「プログラム」という。）に参加するにあたり、下記項目を遵守して、自己の責任において安全に十分留意して行動することを誓います。なお、万一下記項目に反したことが原因で横浜国立大学の支援を受けられないことになっても、私は横浜国立大学に異議を申し立てません。

1. 渡航・滞在中は、横浜国立大学を代表しているという自覚を持ち、良識と責任を持って行動すること。
2. 外務省や現地在外公館が発出する最新の海外安全情報を参照し十分理解した上で渡航・滞在すること。常に安全の確保に努め、テロ、暴動、犯罪、事故、災害など、危険と判断される場所には近づかないこと。万一、テロ、暴動、犯罪、事故、災害などに遭遇した場合には、自分の身の安全を第一に考えて行動すること。
3. プログラム派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認める事由を除いて辞退しないこと。
4. プログラムで定める旅程のとおりに渡航し、帰国すること。現地集合・解散等の特別な事由がある場合を除き、途中離団をしない。
5. プログラム期間中、計画されているすべての行事（任意参加のイベントを除く。同時に複数の行事が開催される場合は、そのいずれか）に積極的に参加すること。ただし、体調不良等やむを得ない事情によりプログラムに参加できない場合は、この限りでない。プログラムへの参加姿勢や生活態度に問題があり、派遣先大学や派遣先企業等から途中帰国または参加辞退を勧告された場合にはこれに従うこと。その場合に発生する帰国費用などすべての損害については、参加学生本人が負担する。
6. 日本国及び派遣先の国・地域で適用される法令を遵守するとともに、公序良俗に反する行為がないように注意すること。日本国及び派遣先の国・地域で適用される法令で禁止されている薬物・武器・模造品の購入・所持や使用はしないこと。
7. 出発日から帰国日の全期間を対象とする海外旅行保険および本学の指定する危機管理サービスに出発前までに加入すること。
8. プログラムの報告書やフィードバック（アンケート等）を提出期限内に必ず提出すること。
9. 父母等連絡人との間で、プログラム期間中の緊急時に即時に連絡が取れる方法をあらかじめ確定させておくこと。
10. 派遣先の国・地域の文化・習慣・マナーを理解し、また尊重すること。
11. 犯罪に巻き込まれる環境を自ら作らないこと。例えば、支払いの際に財布の中身が他人に見えるように現金を取り出したり、雑踏でカメラ、スマートフォン、パソコンなど貴重品を持ち歩いたりすることは避けること。
12. 夜間や人通りの少ないところでの単独行動を控え、昼夜を問わず犯罪に巻き込まれないよう注意すること。
13. タクシーその他の公共交通機関は、極力単独で利用しないこと。
14. 所持品の管理には十分な注意を払うものとし、特にスリ、ひったくり、置き引き等に注意すること。
15. 見知らぬ人から荷物を預からないこと。
16. 派遣先の国・地域の安全状況により、プログラムの途中で本学がプログラムの中止や帰国勧告を決定した場合にはそれに従うこと。
17. 体調管理に努め、暴飲暴食をしないこと。
18. 集合時間を厳守すること。

年 月 日 学部/学府/研究科・学年： \_\_\_\_\_  
 学籍番号： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日 父母等連絡人氏名： \_\_\_\_\_ (印)

父母等連絡人直筆のこと。印は学生のものとは別のものを使用して下さい。

## 誓 約 書

私は、横浜国立大学から奨学金等資金を得て海外渡航するにあたり、下記項目を遵守して、自己の責任において安全に十分留意して行動することを誓います。なお、万一下記項目に反したことが原因で横浜国立大学の支援を受けられないことになっても、私は横浜国立大学に異議を申し立てません。

1. 渡航・滞在中は、横浜国立大学を代表しているという自覚を持ち、良識と責任を持って行動すること。
2. 外務省や現地在外公館が発出する最新の海外安全情報を参照し十分理解した上で渡航・滞在すること。常に安全の確保に努め、テロ、暴動、犯罪、事故、災害など、危険と判断される場所には近づかないこと。万一、テロ、暴動、犯罪、事故、災害などに遭遇した場合には、自分の身の安全を第一に考えて行動すること。
3. 奨学金等資金受給者として選抜された後は、本学が正当と認める事由を除いて辞退しないこと。
4. 渡航先での行動や生活態度に問題があり、派遣先学会や派遣先企業等から途中帰国または参加辞退を勧告された場合にはこれに従うこと。その場合に発生する帰国費用などすべての損害については、参加学生本人が負担する。
5. 日本国及び派遣先の国・地域で適用される法令を遵守するとともに、公序良俗に反する行為がないように注意すること。日本国及び派遣先の国・地域で適用される法令で禁止されている薬物・武器・模造品の購入・所持や使用はしないこと。
6. 出発日から帰国日の全期間を対象とする海外旅行保険および本学の指定する危機管理サービスに出発前までに加入すること。
7. プログラムの報告書やフィードバック（アンケート等）を課せられる場合には、提出期限内に必ず提出すること。
8. 父母等連絡人との間で、渡航期間中の緊急時に即時に連絡が取れる方法をあらかじめ確定させておくこと。
9. 派遣先の国・地域の文化・習慣・マナーを理解し、また尊重すること。
10. 犯罪に巻き込まれる環境を自ら作らないこと。例えば、支払いの際に財布の中身が他人に見えるように現金を取り出したり、雑踏でカメラ、スマートフォン、パソコンなど貴重品を持ち歩いたりすることは避けること。
11. 夜間や人通りの少ないところでの単独行動を控え、昼夜を問わず犯罪に巻き込まれないよう注意すること。
12. タクシーその他の公共交通機関は、極力単独で利用しないこと。
13. 所持品の管理には十分な注意を払うものとし、特にスリ、ひったくり、置き引き等に注意すること。
14. 見知らぬ人から荷物を預からないこと。
15. 派遣先の国・地域の安全状況により、渡航中に本学が旅行の中止や帰国勧告を決定した場合にはこれに従うこと。
16. 体調管理に努め、暴飲暴食をしないこと。
17. 集合時間を厳守すること。

年 月 日 学部/学府/研究科・学年： \_\_\_\_\_  
 学籍番号： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日 父母等連絡人氏名： \_\_\_\_\_ (印)  
 父母等連絡人直筆のこと。印は学生のものとは別のものを使用して下さい。

# 海外渡航届

提出日：平成 年 月 日

渡航者氏名			
所属	学部/学府/研究科 学科/課程/専攻 年 学籍番号：		
緊急連絡先	氏名： (あなたとの関係： ) 電話番号： 携帯番号：		
渡航先	国名： 都市名： ※エボラ出血熱の感染者が発生している地域（ギニア、リベリア、シエラレオネ）への不要不急の渡航は延期してください。		
渡航スケジュール	年月日	便名	主な滞在地・機関
	出発		
	帰国		
渡航連絡先	住所： 電話番号： FAX番号： E-mail： 機関名： 担当者名： (渡航先でのあなたの連絡先) 携帯番号： 携帯メールアドレス： PCメールアドレス：		
渡航目的	(該当するものに○) 1. 観光、2. 帰省、3. 語学研修、4. 留学、5. 研究・調査、 6. 学会出席、7. ボランティア、8. インターンシップ、 9. その他 ( )		
パスポート	No. : 発行年月日： 年 月 日 有効期限： 年 月 日		
ビザの有無・種類			
海外旅行保険	保険会社名： 保険のタイプ： 保険会社連絡先（電話番号）： 保険期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)		
その他			

- 本届は、海外渡航期間の長短に拘わらず、所属部局の学務担当係に必ず提出すること。
- 外務省の要請により、海外に3か月以上の滞在を予定している学生は「在留届」の提出を、3か月未満の滞在を予定している学生は外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を行ってください。
- この個人情報、本学における海外安全管理・対応業務のためにのみ使用し、その他の目的には使用しません。



## 危機事象発生報告書

報告日：平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

報告者氏名			
所 属	学生の場合	学籍番号： 学部/学府/研究科 学科/課程/専攻      年	
	教員の場合	研究院/学部 課程/学科/専攻/部門/	
現在の連絡先	電話番号： メールアドレス：	携帯番号：	
発生日時 または認知日時			
発生場所 住所・施設名称等			
危機事象の概要 (何が起こったか)	事故等の種類	事件・事故・盗難・物損・その他	
	事故等の内容	物的・人的	
	危機事象の概要について記載して下さい。 (危機事象の種類、内容、被害の状況等、事故等の原因等)		
現在までの 対応状況			
緊急対応を要する 事項等			
報道の状況			
備 考			

